令和 2 年 3 月 23 日

(緊急) 自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策 ~新型コロナウイルス感染拡大防止~

## 【注意!! 名義変更のみ、廃車のみの手続きは対象となりません】

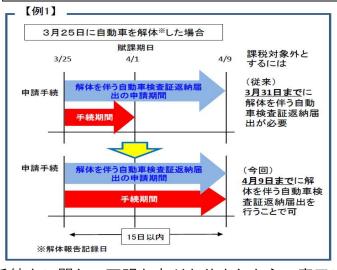
3月中にお客様との間で「解体を伴う廃車・廃車を前提とした所有者変更」の事実が発生し、かつ、その事実(事由)の発生日から 15 日以内※1 に窓口で所定の手続きが行われた場合に限って、当該手続き及び税の申告が令和2年4月以降(例1・2参照)であっても3月中に事由が発生したこととして課税処理を行うよう総務省から地方自治体に通知されましたので、該当する手続きについては、3月中の来所を避けていただけますようご理解とご協力をお願いいたします。

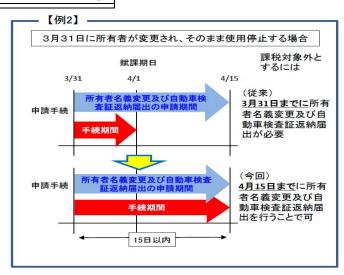
## 対象となる手続き(必ず申請時に申立書※を添付してください)

※検査協会HP掲載

- ・<u>解体を伴う</u>自動車検査証返納届出を行う場合(自動車リサイクルシステムの 車両状況照会が必要)
- ・所有者名義変更及び自動車検査証返納届出を同時に行う場合
- ・所有者名義変更及び輸出予定届出を同時に行う場合

## 名義変更のみ、廃車のみの手続きは対象となりません。





手続きに関して不明な点がありましたら、窓口にお問い合わせください。

但し、軽自動車税の課税等については、最寄りの市町村役場等地方自治体にお問い合わせください。

※1 事由の発生日から 15 日以内の早見表:裏面参照

## 事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)		15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)	
令和2年3月17日	のとき	令和2年4月1日	(水)までに届出
令和2年3月18日	のとき	令和2年4月2日	(木)までに届出
令和2年3月19日	のとき	令和2年4月3日	(金) までに届出
令和2年3月20日	のとき	令和2年4月6日	(月)までに届出
令和2年3月21日	のとき	令和2年4月6日	(月)までに届出
令和2年3月22日	のとき	令和2年4月6日	(月)までに届出
令和2年3月23日	のとき	令和2年4月7日	(火)までに届出
令和2年3月24日	のとき	令和2年4月8日	(水)までに届出
令和2年3月25日	のとき	令和2年4月9日	(木)までに届出
令和2年3月26日	のとき	令和2年4月10日	(金)までに届出
令和2年3月27日	のとき	令和2年4月13日	(月)までに届出
令和2年3月28日	のとき	令和2年4月13日	(月)までに届出
令和2年3月29日	のとき	令和2年4月13日	(月) までに届出
令和2年3月30日	のとき	令和2年4月14日	(火)までに届出
令和2年3月31日	のとき	令和2年4月15日	(水)までに届出